



広報あびこ

No. 66
35. 6 16 号

千葉県我孫子町役場
TEL (あびこ) 42
毎月 1日 16日 発行 一部 2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

— 目 次 —

- 土地改良区総代選挙..... 2
- 拠出制国民年金..... 2
- 引揚給付金申請期限の延期..... 2
- 危険物安全協会誕生..... 3
- つゆどきにおける交通事故の防止..... 3
- 山崎豊先生を迎えて..... 3
- 土じょう線虫の退治..... 4
- 「青年の家」の利用..... 4

町営住宅の宅地造成に活躍するブルドーザー

(場所 大字我孫子字堀尻 建設戸数 23 戸)

広 報 あ び こ

(2)

**今月の納税は
町県民税第一期分です**
6月30日までに忘れなく納めてください。
30日の午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をいたします。

なお、開票は、投票終了後直ちにそれぞれの投票所でを行います。
▼立候補の届出期間等
六月十一日から六月二十一日までの午前八時三十分から午後五時まで、役場内

区	投票所	区	区域
一区	第二小学校	中郷上	中郷上
二区	湖北支所	下ヶ戸	下ヶ戸
		柴崎	柴崎
		古新日	古新日
		布新地	布新地
		江敷地	江敷地

我孫子町土地改良区の総代の任期は、七月十日をもって満了となります。町選挙管理委員会では、次期総代の選挙について去る六月十日委員会を開き、七月一日に選挙を行うことに決めましたので、そのあらましをお知らせいたします。
▼選挙告示の日
選挙告示日は六月十一日です、すでに告示しました。
▼選挙の期日
選挙日は七月一日で、投票時間は午前七時から午後一時までです。投票所および投票区は次のとおりです

農業経営の合理化めざして

七月一日に土地改良区総代選挙

一生を健康で幸福な生活を送りたいと誰もが願っていません。私たちは年をとらないわけにはいかず、年をとると働けなくなってしまうケガがあつて若くて働けなくなるとか、一家の大黒柱を失ったとかのような不幸にあつたとき、年金が支給されるように若いうち働けるうちに毎月一定の金を積立てておくことが大切です。この積立金を保険料といひ、みんなで出しあつた保険料で、年をとったとき困つたときの備えをしておくのが来年四月一日から始める拠出制国民年金です。

来年四月一日から 拠出制国民年金始まる

うになるわけです。

拠出制国民年金

に加入する人は

満二十才から五十才までの人で、次に掲げる人以外

は誰でも加入しなければなりません。

① 恩給や共済制度によって積立てている人。

② 恩給や退職、障害、廃疾の各年金を受けている人

③ 恩給や退職年金を受けられる人。

④ 遺族年金や扶助料を受けている人。

⑤ 戦傷病者遺族等援護法によって障害、遺族の各年金等を受けている人

引揚給付金の申請期限が

一年間延期になりました

引揚給付金等支給法は、昭和三十三年から三年間は

期限ではじめられ、今年の五月十六日をもって期限が切れていましたが、このほ

ど法律の一部改正により来

年五月十六日まで延期になりました。

つきましては、引揚者のかたでまだ申請手続きをされてないかたがございまして、社会課厚生係までお越しください。

この選挙について詳しいことをお尋ねになりたいときは、選挙管理委員会(電話アビコ四二番)にお問い合せください。

- ⑥ ①～⑤のどれかに当てはまる人の配偶者。
- ⑦ 大学、高等学校の学生、生徒(夜間を除く)。
- 任意加入できる人
- ⑧ 前項の①～⑤の人の配偶者。
- ⑨ 前項の⑥と⑦の人。
- ⑩ 五十才から五十五才の人で、前項⑧から⑩までのものを除く。

以上が拠出制国民年金に加入する資格者ですが、この外に保険料、納付方法、前納制度、年金種類、年金額、法的免除、附加保険料、脱退手当金、通算調査等細部については法律に定められています。これらのことについては別途の計画により説明会座談会等を行います。七月月上旬には金世帯にわたり適用世帯調査を行いますから、ご協力ください。

